

## 奈良県告示第三百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十九条第一項及び第五十四条第一項の規定により、和歌山県との境界に係る道路の管理の方法及び管理に関する費用の負担について、和歌山県と協議が成立した内容は、次のとおりである。

平成二十六年二月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

### 一 協定道路

路線名	区間	延長
一般国道 一六九号（ 奥漕道路）	和歌山県東牟婁郡北山村小松トンネル 和歌山県坑口から 和歌山県新宮市熊野川町田戸橋西詰及 び葛川橋西詰まで	三七八一・〇メートル （うち奈良県側三〇九〇 ・〇メートル）

### 二 管理

この道路の管理は、和歌山県知事（以下「甲」という。）が行い、奈良県に属する区間については、道路法第二十七条第四項の規定に基づき、甲が奈良県知事（以下「乙」という。）の権限を代行する。ただし、この道路の災害復旧事業は、甲、乙それぞれが属する区間を施工するものとし、境界をまたぐ施設については、甲、乙が事前に協議するものとする。

### 三 費用の負担

道路の維持、改築及び修繕に要する費用（以下「維持管理費」という。）の負担は、次のとおりとする。

- (一) 小松トンネル並びに田戸橋及び葛川橋については、それぞれ当該トンネル又は橋梁の延長割とする。
- (二) 費用負担を要する区域が明確であるものについては、当該区域の属する県の負担とする。
- (三) 費用負担が明確にできないものについては、管理協定区間の総延長割とする。
- (四) 甲は、毎会計年度開始前に維持管理費の負担額を乙に通知する。

(五) 乙は、甲の請求により、毎年度当初にその負担額の二分の一を予納し、精算完了後に精算額を出納整理期間中に納入する。

(六) 維持管理費以外に費用を要する場合は、あらかじめ、甲は、乙に協議する。

#### 四 協議事項

三の工事を施工しようとする場合は、当該工事内容等について、その都度、甲、乙事前に協議するものとする。ただし、道路照明の交換、トンネル照明の保守点検等の軽易なもの及び緊急時の道路啓開等の緊急性の高いものを除く。

#### 五 占用料

(一) 甲が二により乙に属する区域について占用料を徴収する場合の当該占用料の額及び徴収方法は、奈良県道路占用料に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第二十一号。以下「条例」という。）によるものとし、徴収した占用料は、甲の収入とする。

(二) 乙は、この協定の締結後、条例が改正された場合は、速やかに改正後の条例を甲に送付するものとする。

#### 六 道路の区域の供用改廃の告示

乙に属する区間の区域決定及び道路の供用又は廃止の公示は、乙が行う。

なお、乙が公示を行う場合は、乙は、甲に事前に連絡を行うとともに、公示後、表示図の写しを甲へ提供するものとする。

#### 七 道路台帳

道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第五条の規定により、乙に属する区間の道路台帳の調製及び保管は、乙が行う。

なお、乙が道路台帳を調製した場合、乙は、甲へ写しを提供するものとする。

#### 八 通行制限

甲は、道路法第四十六条の規定により通行制限を行った場合は、その都度、乙に通知する。

#### 九 協定の効力

この協定は、平成二十六年四月一日から効力を生ずるものとし、この協定が発効したときをもって平成八年七月二十九日付けで締結した協定は、失効するものとする。

なお、この協定は、新協定を締結し、発効したときをもって失効するものとする。

#### 十 疑義等の決定

この協定に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議の上定めるものとする。